

住宅用火災警報器が

必要です！！



平成20年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。住宅用火災警報器を設置することで、万一の火災に早く気付くことができ、火災の早期発見・火災から命を守る決め手となります。

➤ 稲沢市では、煙式感知器を寝室・階段などに設置する必要があります。

台所に設置義務はありません。



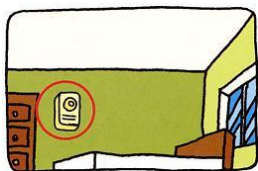
寝室・階段

取付けが義務



台所・居室

取付けをおすすめします



寝室



① 寝室

普段就寝している部屋が該当し、来客時のみ就寝するような部屋は除きます。



階段

② 階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場に設置します。